

この制度は、下水道に接続できない地域に  
設置されている浄化槽が対象です。

## 「浄化槽維持管理費補助金」について

物価高騰による生活支援の観点から下水道料金の減免措置を実施しておりますが、下水道に接続できない地域においても浄化槽の維持管理を行っている方へ補助金を交付します。

- 1 対象者 下水道に接続できない地域に設置されている浄化槽の維持管理を行っている世帯及び事業所  
※令和4年1月1日から令和5年1月31日までの期間中に浄化槽清掃や法定検査・点検等を行った浄化槽が対象となります。  
※下水道に接続できる地域に設置されている浄化槽は対象外となります。
- 2 補助金額 5,000円（浄化槽1基あたり1回のみ）
- 3 申請期間 令和5年1月31日（火）まで
- 4 申請方法 ■持参又は郵送の場合  
申請書兼請求書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出先窓口へ提出して下さい。郵送の場合は、問合せ先住所宛てに郵送して下さい。  
申請書兼請求書様式は市ホームページからダウンロードいただくほか、提出先窓口でもお渡しいたします。

【提出先窓口】 下水道課、新利根公民館、桜川公民館、東支所  
※下水道課所在地は問合せ先の住所となります。本庁舎所在地と異なりますのでご注意ください。

### ■電子申請の場合

市ホームページの「浄化槽維持管理費補助金」ページの電子申請リンク先（いばらき電子申請・届出サービス）又は右記QRコードから申請して下さい。



### 【申請時に添付が必要な書類】

- ①令和4年1月1日から令和5年1月31日までの期間に実施した浄化槽清掃又は法定・定期検査等に要した書類の写し  
〔 浄化槽清掃領収書・法定検査結果書・定期検査結果書  
定期点検契約書 等のいずれか1つ 〕
- ②振込先口座が分かる通帳の写し  
（金融機関名・口座名義・口座番号が記載された部分）

\*申請受付後、1カ月程度で補助金を振込みいたします。振込みに関する通知はいたしませんので、口座をご確認下さい。

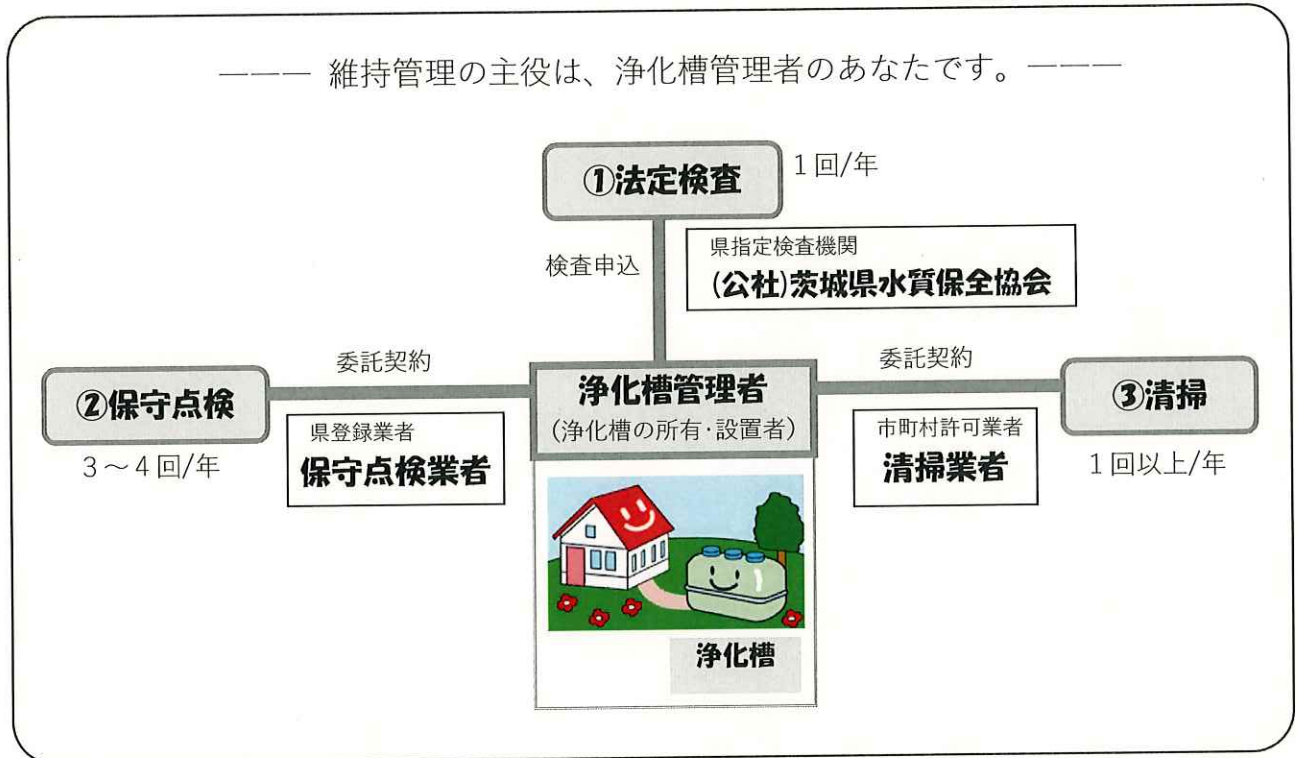
- 5 問合せ先 稲敷市 下水道課 TEL029-892-2000(代)  
〒300-0500 稲敷市荒沼9番地2 江戸崎終末処理場内

◇浄化槽維持管理の仕組みについては裏面をご覧ください。

(裏面)

## 浄化槽維持管理の仕組み

浄化槽は、微生物の働きで生活排水をきれいにし、生活環境の保全や公衆衛生の向上のために重要な設備です。浄化槽を所有・設置している方(浄化槽管理者)は、浄化槽法に基づき、①法定検査の受検、②保守点検の実施、③清掃の実施の3つが義務付けられています。



### <法定検査について>

#### 7条検査

設置工事が適正に行われ、所期の性能が発揮されているかどうか、使用後3カ月を経過した日から5カ月の間に検査します。

#### 11条検査

保守点検及び清掃が適正に行われ、継続して所期の性能が確保されているかを毎年1回検査します。

※10人槽以下の浄化槽の場合、初回は県水質保全協会の検査員が伺い検査を行います。原則として次年から4年間は県水質保全協会が委託した保守点検業者が採水を代行し、県水質保全協会で行い、基準を超えたところについて検査員が再検査に伺う方法がとられています。(新11条検査)

\*法定検査は、茨城県水質保全協会へ申込みが必要です。

(法定検査の問合せ先：茨城県水質保全協会 TEL029-291-4004)